

相続税の延納

相続税・贈与税の基礎と最近の税制改正について、ご説明します。

【相続税の延納】(相続税法第 38 条、第 39 条、第 48 条の 2、第 52 条、相続税法施行令第 12 条～第 15 条、国税通則法第 50 条、租税特別措置法第 70 条の 10、第 70 条の 11、第 93 条、租税特別措置法施行令第 40 条の 11)

相続税の納税は、申告期限までに行うことになっています。

なお、相続税について延納又は物納を希望する場合には、申告書の提出期限までに税務署に申告書などを提出して許可を受ける必要があります。

① 延納制度の概要

国税は金銭で一時に納付することが原則ですが、相続税額が 10 万円を超え、金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、**担保を提供することにより年賦で納付**することができます。

ただし、延納期間中は**利子税の納付**が必要になります。

② 延納の要件

次に掲げるすべての要件を満たす場合には、延納の許可を受けることができます。

イ 相続税額が 10 万円を超えること。

ロ 金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額の範囲であること。

ハ 延納金額及び利子税の額に相当する担保を提供すること。

ただし、延納税額が 50 万円未満で、かつ、延納期間が 3 年以下である場合には担保を提供する必要はありません。

ニ 延納しようとする相続税の納期限又は納付すべき日(延納申請期限)までに、**延納申請書**に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出します。

③ 担保の種類

延納の担保として提供できる財産の種類は、次に掲げるものに限られます。

イ 国債及び地方債

ロ 社債、その他の有価証券で税務署長が確実であると認めるもの

ハ 土地

- ニ 建物、立木、登記された船舶などで保険に附したもの
- ホ 鉄道財団、工場財団などの財団
- ヘ 税務署長が確実であると認める保証人の保証

④ 担保提供関係書類の提出期限（注1）、（注2）

担保提供関係書類の提出期限は、納期限又は納付すべき日（延納申請期限）までに延納申請書に担保提供関係書類を添付して提出する必要があります。

⑤ 延納期間及び延納利子税

延納のできる期間と延納税額に係る利子税の割合については、その者の相続税額の計算の基礎となった財産の価額の合計額のうち占める不動産等の価額の割合によって、定められています。



なお、利子税の割合は分納期間の開始の日の属する2か月前の月の末日を経過する時の日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、特例割合が適用されます。

⑥ 特定物納制度（延納から物納への変更）

延納の許可を受けた相続税額について、その後に延納条件を履行することが困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、分納期限が未到来の税額部分について、延納から物納への変更を行うことができます。

特定物納申請をした場合には、物納財産を納付するまでの期間に応じ、当初の延納条件による利子税を納付することとなります。

なお、特定物納に係る財産の収納価額は、特定物納申請書を提出した時の価額となります。

⑦ 不動産等に係る相続税の延納等の特例(租税特別措置法第 70 条の 10)

不動産等に係る相続税の延納等の特例とは、税務署長は、相続税の延納を許可する場合において、課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が4分の3以上である場合には、不動産等部分の税額に係る延納期間については、申請により20年以内(延納税額が200万円未満である時は、延納税額を10万円で除して得た数)とすることができる特例です。

なお、不動産等の価額の占める割合が4分の3以上である場合には、延納税額のうち不動産等部分の税額についての延納等に係る利子税は「年 5.4%」(相続税法第 52 条第 1 項第 1 号イ)ではなく「年 3.6%」となります。

⑧ 相続税の延納に伴う利子税の特例(租税特別措置法第 70 条の 11)

相続税の延納に伴う利子税の特例は、相続税額について延納の許可を受けた者に係る延納の許可を受けた相続税額についての延納等に係る利子税は、相続税法第 52 条第 1 項第 1 号中に規定する「年 6.6%」とあるのは「年 6%」と、同号イ中に「年 6%」とあるのは「年 5.4%」と、同号ロ中に「年 5.4%」とあるのは「年 4.8%」となる特例です。

(注 1)

延納申請期限までに担保提供関係書類と提出することができない場合には、「担保提供関係書類提出期限延長届出書」を提出することにより、1回に月3か月を限度として、最長6か月まで担保提供関係書類の提出期限を延長することができます。

(注 2)

延納申請書が提出された場合、税務署長は、その延納申請に係る要件の調査結果に基づいて、延納申請期限から3か月以内に許可又は却下を行います。

なお、延納担保等の状況によっては、許可又は却下までの期間を最長で6か月まで延長することができます。